

令和2年12月25日

内閣府特命担当大臣
西村 康稔 殿

国民民主党代表
玉木 雄一郎

緊急に実施すべきコロナ対策について

1. 医療従事者等への支援

- 従事者慰労金の積み増し・対象拡大
- 医療従事者のボーナス等の減少への補填等が可能となるよう、緊急包括支援交付金の運用を柔軟化
- 保健所の人員の拡充をはじめとした保健医療行政の強化

2. 水際対策の強化

- 出入国管理法改正（5条1項14号に基づく現行法援用は限界）
- 英国等からの入国規制緩和の一時停止と入国時検査の義務化
- 入国後の移動制限の義務化（公共交通機関の不利用「要請」では限界）
- 接触確認アプリ（COCOA等）の義務化とファーウェイ社製スマホへの対応

3. 家計支援

- 10万円の追加給付（現金給付と所得税還付の組み合わせ）
低所得者は10万円上乗せして20万円に
cf. 米国は1人600ドルの追加現金給付を議決（12月21日）

4. 事業者支援

- 持続化給付金の上限（200万円、100万円）の引き上げと複数回給付
- 日本版PPP（Paycheck Protection Program）の創設
中小企業に人件費を含む経費を融資し（上限1社10億円）、一定期間雇用を維持する場合は返済免除。「緊急小口資金」の中小企業版

5. 特措法の早期改正等

- 都道府県内の一部など地域を限定した緊急事態宣言の発出
- 国の責任による財政的支援と罰則をセットにした特措法改正
- 広く国民にワクチン接種が行き渡るよう、治験も含めた諸手続きの迅速化

6. 情報開示

- 国民の協力を得るためにも十分な情報開示が必要
- 遺伝子情報を含めた医学的・疫学的説明、感染者国籍情報の開示等

以上